

2020 年 1 月 28 日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都千代田区神田錦町一丁目 2 番地 1
 イオンリート投資法人
 代表者名 執 行 役 員 関 延 明
 (コード : 3292)

資産運用会社名
 イオン・リートマネジメント株式会社
 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 関 延 明
 問合せ先 取 締 役 財 務 企 画 部 長 戸 川 晶 史
 (TEL. 03-5283-6360)

資金の借入れに関するお知らせ

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日、資金の借入れ（以下「本借入れ」といいます。）の決定をいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 資金の借入れ

1. 借入れの内容

区分	借入先	借入金額	利率	借入実行日	借入方法	返済期限	返済方法 (注 3)	担保
短期	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行及び三井住友信託銀行株式会社	98億円	基準金利(全銀協3か月日本円TIBOR)に0.22%加えた利率 (注2)	2020年 2月3日	左記借入先を貸付人とする2020年1月30日付の個別タームローン貸付契約に基づく借入れ	2020年 10月20日	期限一括 返済	無担保 無保証

(注 1) 上記借入れは、上記借入先が合理的に満足する内容の融資に係る契約が締結されること及び別途定められる貸出前提条件を全て充足すること等を条件とします。

(注 2) 利払日は、2020 年 4 月 20 日を初回とし、以後、元本返済期日までの毎年 1 月、4 月、7 月、10 月の各 20 日及び元本返済期日（同日が営業日でない場合は翌営業日とし、当該日が翌暦月となる場合には直前の営業日とします。）です。利払日に支払う利息の計算期間に適用する基準金利は、各利息期間の開始日の 2 営業日前の時点における一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関が公表する 3 か月物の日本円 TIBOR(Tokyo Interbank Offered Rate)となります。かかる基準金利は、利払日毎に見直されます。但し、各計算期間に対応する表示が存在しない又は公表されない場合は、契約書に定められた方法に基づき算定される当該期間に対応する基準金利となります。基準金利である全銀協の日本円 TIBOR の変動については、一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関のホームページ (<http://www.jbatibor.or.jp/rate/>) でご確認下さい。

(注3) 上記借入れの実行後返済期限までの間に、本投資法人が事前に書面で通知する等、一定の条件が成就した場合、本投資法人は、借入金の一部又は全部を期限前弁済することができます。

2. 借入れの理由

本投資法人が2019年8月20日付で公表の「国内資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載した取得予定資産「イオンモール多摩平の森」の取得資金及び関連費用の一部に充当するためです。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

98億円(予定)

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記2.に記載の「イオンモール多摩平の森」の取得資金及び関連費用の一部に充当します。

(3) 支出予定時期

2020年2月3日

4. 本借入れ後の借入金等の状況

(単位：百万円)

	本件実行前	本件実行後	増減
短期借入金(注1)	—	9,800	9,800
長期借入金(注2)	117,000	117,000	—
借入金合計	117,000	126,800	9,800
投資法人債	33,000	33,000	—
借入金及び投資法人債の合計	150,000	159,800	9,800
その他の有利子負債	—	—	—
有利子負債合計	150,000	159,800	9,800

(注1) 短期借入金とは借入日から返済期日までが1年以内の借入れをいいます。

(注2) 長期借入金とは借入日から返済期日までが1年超の借入れをいい、1年以内に返済予定の長期借入金も含まれます。

II. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項

本借入れの返済等に関わるリスクに関して、第13期有価証券報告書(2019年10月23日提出)における「投資リスク」から重要な変更はありません。

以 上

* 本投資法人のホームページアドレス : <https://www.aeon-jreit.co.jp/>